

ひけるハエホバハ斯の牧伯の少者を以てすべしアハズ言ハ人闘戰を放びべき彼答けるハ
 爾よりアハズ諸省の牧伯の少者を擧るに二百三十二人あり次ハ其の民即ちイスラエルの凡の子
 孫を擧るに七千人あり彼等日中出たりたり云ハアハズハ天幕即ち王等即ち己を助る三十二人の王
 等とくもに飲て醉居たり諸省の牧伯の少者等先に出たり云ハアハズハ人を出ずにサマリアより人衆出
 ると彼に告げれば彼言けるハ和睦のために出来るも之を生擒べし又戰争のために出来るも之を生擒べ
 しと諸省の牧伯の少者および之を従ふ軍勢より出きたり各其敵手を撃ち殺しければサマリア
 人逃たりイスラエルの之を追ふスリアの王ベチハズアハ馬に乗り騎兵を従へて逃遁たりイスラエルの王
 出でて馬と戰車を撃ち又大サリア人を撃殺せり茲ハ彼預言者イスラエルの王の許に詣て彼に言けるハ
 往て爾の力を養ひ爾の爲すべき事を知り辨ふべし年歸らバサリアの王爾に攻上るべし然れども我
 々の王の臣僕王に言けるハ彼等の神なるが故に彼等と我等よりも強かりしなり然れども我等
 若本地地たる彼等と戰ふ必ず彼等よりも強かるべし但し此事を爲せ即ち王等を除きて各其處を擲云
 め方伯を置之に代べし又爾の失ひたる軍勢に均き軍勢を爾のために備へ馬ハ馬戰車は戰車をもて
 補ふべし斯して我備平地において彼等と戰ふ必ず彼等よりも強かるべしと彼其言を聽いて然なせり
 年かへるに及びベチハズアハ人を核めてアエクに上りイスラエルと戰ふと云ふイスラエルの
 子孫核められ兵糧を受けて彼等を出會へて往けりイスラエルの子孫ハ山洋は二の小群の如く彼等の前に
 陣どりしがサリア人の其地に充滿たり斯ハ神の人至りてイスラエルの王に告げてひけるハエホバハ斯言
 た云ふサリア人エホバハ山嶽の神として巖谷の神にわらふと云ふによりて我此諸の大軍を爾の手お付す

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

べし爾等ハ我ハエホバあるを知らざらん彼等七日互に相對て陣送り第七日におよびて戰争を交接し
 がイスラエルの子孫一日ハサリア人の歩兵拾萬人を殺しければ其餘の者ハアエクに逃て邑に入ぬ然る
 も其石垣崩れて其存れる二萬七千人の上にとふれたりベチハズアハ逃て邑にいたり與の間ハ人ぬ其臣
 僕彼わひひけると我僕イスラエルの家の王等ハ仁戀むる王ありと聞り請ハ我備粗麻布を腰につけ細を頭
 につけてイスラエルの王の所わいたらん彼爾の命を生じることあらんと却彼等粗麻布を腰にまき細を
 頭まききてイスラエルの王の所にいたりてひひけるハ爾の僕ベチハズア請ハ我が生命をまきたまへと
 言ふとアハズひひけるハ彼ハ衛生をる彼ハわが兄弟ありと其人々これを吉兆と爲し速に彼の言を承
 て爾の兄弟ベチハズアといへり彼言けるハ爾等ゆきて彼を導ききたるべしと是わかつてベチハズア彼の
 所に由來りしかバ彼之を車を登云めたりベチハズア彼わ言けるハ我父の爾の父より取たる諸邑ハ我返
 すべし又我が父のサマリアを造りたる如く爾アエクに於て爾のために衛備を作るべしアハズ言ハ我此
 契約を以て爾を離さんと期彼と契約を爲て彼を歸せり爰に預言者の徒の一ハエホバの言わよりて其同
 儕に請我を撃てといひけるが其人彼を撃つことを肯せざりしかバ彼其人に言ふ云ハエホバの言を聽ざり
 しちよよりて視ハ汝の我をよとされて往く時獅子汝をころさんと其人彼の側を離れて往きけるハ獅子之を遇
 て之を殺せり彼また他の人に遣て請ハ我を撃といひければ其人之を撃ち擣て傷けたり預言者往て王
 を逢ふ待ち其目に掩巾をわてハ儀容を變ぬたりし王の經過る時王呼ばりてひひけるハ儀容の變
 へ出しわ人轉りて一箇ハ人我を我に所に與きたりて言けるハ此人を守れ若彼失く事あらバ汝の生命を
 彼の生命に代べし或ハ爾銀一クラントを出すべしと而るに儀此彼に事をあしめたりバ彼遂に失たり

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

五五五二六九

とイスラエルが王彼をひけるハ爾の擯定ハ然るべし爾之を決めたり 俄急ぎて其目の掩巾を取除たれバイスラエルの王彼が預言者の一人なるを識り 彼王に言けるハモババ斯言たむハ爾ハわが擯滅たんと定めたる人を爾の手より放ちたれば爾の命ハ彼の生命に代り 爾の民ハ彼の民に代るべしと イスラエルノ王憂へ且怒て其家に起きサマリヤに至れり

是等の事の後エズレル人ナボラエズレルに 衛衛園を有ちあたじしがサマリヤの王クハアの殿の側に在りければ イスラエルに語て言けるハ爾の衛衛園ハ近くわが家の側にあれば我に與て蔬菜の圃ぞなきまよめ我之がために其よりも美き衛衛園を爾に與へん若し爾心おかばは 其價を銀にて爾に与へんと ナボラエズレルに言けるハわが父祖の産業を爾に與へる事ハ決て爲べからずモババ禁じたまふと イスラエル人ナボラエズレル人ナボラエズレルに言し言の已に言し言のために憂へ且怒りて其家に入ぬ其の彼わが父祖の産業を爾に與へば言たればなりナボラエズレルに言けるハ爾の心何を憂ひて 爾食を爲ざるや 彼之に言けるハナボラエズレルに語りてにいでれば言けるハ爾の心何を憂ひて 爾食を爲ざるや 彼之に言けるハナボラエズレルに語りて爾の衛衛園を銀に身て我に與へよ 若また爾好む我其小男を衛衛園を爾に與へんと彼に言たるに彼答へて我が衛衛園を爾に與へば言たればなりと 其妻イセルも彼を言けるハ爾今イスラエルは國を治むることを爲すや 爾と食を爲し爾の心を樂ましめよ 我エズレル人ナボラエズレルの衛衛園を爾に與へんと 彼ハアの名をもて書を書き彼の印を捺し其邑にナボラエズレルに住る長老も貴き人ハ其書を書き 彼其書に云るして曰ハ爾食を宣傳てナボラエズレルの民の中に高く坐せしめよ 又邪なる人二人を彼のまへに坐せしめ彼お對ひて証を爲して 爾と王を誣ひたりと 言しめよ 欺して彼を曳出し石にて撃て死しめよと 其邑の人

レ五三〇廿三
レ五三〇廿四
レ五三〇廿五
レ五三〇廿六
レ五三〇廿七
レ五三〇廿八
レ五三〇廿九
レ五三〇卅〇
レ五三〇卅一
レ五三〇卅二
レ五三〇卅三
レ五三〇卅四
レ五三〇卅五
レ五三〇卅六
レ五三〇卅七
レ五三〇卅八
レ五三〇卅九
レ五三〇卅十
レ五三〇卅十一
レ五三〇卅十二
レ五三〇卅十三
レ五三〇卅十四
レ五三〇卅十五
レ五三〇卅十六
レ五三〇卅十七
レ五三〇卅十八
レ五三〇卅十九
レ五三〇卅十

即ち其邑に住る長老も貴き人等イセルもババが已に言つた如く 即ち彼が己に遺りたる書に書したる如く 爲り 彼等斷食を宣傳てナボラエズレルの民の中に高く坐せしめたり 時て二人の邪なる人來りて其前に坐し其邪なる人民のまへにてナボラエズレルに對て証を爲して 言ふナボラエズレルに 王を誣ひたりと 人衆彼を邑の外に曳出し石にて之を撃て死せしめたり 斯てイセルもババにナボラエズレルに言たりと 言かくれり イセルもバボラの擯れて死たるを聞きければイセルもババに言けるハ起て 彼エズレル人ナボラエズレルが銀に身て爾に與て之を拒し 衛衛園を取べし其ハナボラエズレルを生らざ死たればなりと イスラエル人ナボラエズレルに語りてイスラエルに臨みて 起て下りサマリヤにあるイスラエルの王クハアに會ふべし 彼ハアボラの衛衛園を取んとて 彼處に下りたるなり 爾彼に告げし言へばイセルもババ斯言ふ 爾ハ殺し亦取たるやと 又爾彼に告げし言へばイセルもババ斯言ふ 大ナボラの血を館に處にて 大爾の身の血を館べしと イスラエルに言けるハ我敵と 爾我に遇や 彼言ふ 我遇ハ爾イセルもババの目の前に惡を爲す事に身を委しに 緣り 我其告を爾に降し 爾の後裔を除き イスラエルに屬する男ハイスラエルにありて 繋かきたる者も繋かきたる者も 惡く絶え 又爾の家をマババの子ヤラエルの家の如く 亦ハアの子ババアの子の家のごとく 亦くすべし 是ハ爾我の怒を惹起し イスラエルをして 罪を犯させたるも因てあり 三 イセルもババに關てエホバも亦語て言たまふ 大エズレルの擯にて イセルもババを食せん イスラエルに屬する者ハ邑に死をば 大之を食ひ 野小死をば 天空の鳥之を食せん 誠ハアアの如く 二 イセルもババの目のまへ 亦惡を爲す事に身を仰たぬし者ハ 其妻イセルもババ之を德懲たるなり 彼ハエホバがイスラエルの子孫のまへより 逐退けたまひしアモリ人ハ 凡てあせし如く 偶像に從ひて 甚だ惡むべき

レ五三〇卅一
レ五三〇卅二
レ五三〇卅三
レ五三〇卅四
レ五三〇卅五
レ五三〇卅六
レ五三〇卅七
レ五三〇卅八
レ五三〇卅九
レ五三〇卅十
レ五三〇卅十一
レ五三〇卅十二
レ五三〇卅十三
レ五三〇卅十四
レ五三〇卅十五
レ五三〇卅十六
レ五三〇卅十七
レ五三〇卅十八
レ五三〇卅十九
レ五三〇卅十
レ五三〇卅十一
レ五三〇卅十二
レ五三〇卅十三
レ五三〇卅十四
レ五三〇卅十五
レ五三〇卅十六
レ五三〇卅十七
レ五三〇卅十八
レ五三〇卅十九
レ五三〇卅十
レ五三〇卅十一
レ五三〇卅十二
レ五三〇卅十三
レ五三〇卅十四
レ五三〇卅十五
レ五三〇卅十六
レ五三〇卅十七
レ五三〇卅十八
レ五三〇卅十九
レ五三〇卅十

てとヨサヤ言けるハ爾若真ホ平安に歸るならバエホバ我ふよりて言たまえざりしならん又曰けるハ爾等民よ皆聽べしかくてイラエルの王ヨサヤ曰く我ハ爾等小者ども大者どもを改て戰陣の中に入りぬスリア王其戰車の長三十二人ハ命じて言けるハ爾等小者ども大者どもも戰ふなかれば惟イラエルの王とのを戰へど戰車長等ヨサヤヲ見て是必スイラエルの王ならんと言ひ身をめぐらして之を戰はんと云ければヨサヤ呼れり戰車長使のイラエルの王にあらざるを見しかた之を遣ふてをやめて返れり按に一箇の人爾然弓を擲てイラエルの王の胸當と嘲擗の間を射たりければ彼其御者も言けるハ我傷を受たれば爾の手を施して我を軍中より出すべし是日戰争嚴くなり玉ハ車の中お扶持られて立ちスリア人に對ひをりしが晩景にいたりて死たり創流血車の中お流る日沈ぬる頃軍中に呼はりて曰ふあり各其邑に各其郷を歸るべしと王死て擲へられ

てサマリヤお至りたれば衆人王をサマリヤお葬れり又其車をサマリヤの池お濯ひけるお其血を翫たり又遊女其所に身をあらへり王ハ其の如しアハバ其餘の行爲と凡て其爲たる事と其建たる象牙の家と其建たる諸の邑イラエルの王の歴代志の書に記載るおわらまやアハバ其父祖と共に寝りて其子アハバア之にかはりて王とされりアサの子ヨサヤイラエルの王アハバの第四年にユダの王とされりヨサヤ王となりし時三十五歳ありしがエラサルムに於いて二十五年王たりき其母の名ハアズバといひてシルトの女ありヨサヤ其父アサの諸の遺お歩行み轉て之を離れずエホサの目お適ふ事なせり但し崇耶ハ除かざりき長尙崇耶に犠牲を獻げ香を焚りヨサヤアイストラ

九 聖六〇九甲六〇
十 聖六〇九甲六〇
十一 聖六〇九甲六〇
十二 聖六〇九甲六〇
十三 聖六〇九甲六〇
十四 聖六〇九甲六〇
十五 聖六〇九甲六〇
十六 聖六〇九甲六〇
十七 聖六〇九甲六〇
十八 聖六〇九甲六〇
十九 聖六〇九甲六〇
二十 聖六〇九甲六〇

エルの王と和好を結べりヨサヤハ其の行爲と其なせる功績とよび如何も戰争をなせしかハユダの王の歴代志の書に記載るおわらまや彼其父アサの世に尙ほありし彼の男色を行ふ者の殘餘を國の中より逐はらへり當爾エラムに王なくして代官王たりきヨサヤラモシの船を造りて金を取ためオフルお往來めんとしてたりしが其船エシオンタルお壊れたれば遂に往わ至らざりき是わかいてアハバの子アハバヨサヤヲお言けるハわお僕をして爾の僕と偕お船わて往まめんと然ぞヨサヤハ聽ざりきヨサヤハ其父祖どもお寝りて其父アハバの城邑お其父祖と共お葬らる其子ヨラム之お代て王となれりアハバの子アハバユダは王ヨサヤハ第十七年にサマリヤにてイラエルの王となり二年イラエルを治めたり彼ハエホバの目のまへに惡をかし其父は道と其母の道かよび彼のイラエルお罪を犯させたるサハの子アハバの道に歩行みヨサヤハ其事へて之を拜みイラエルの神ヨハバの怒を激せり其父の凡て行へるがごとし

一 聖六〇九甲六〇
二 聖六〇九甲六〇
三 聖六〇九甲六〇
四 聖六〇九甲六〇
五 聖六〇九甲六〇
六 聖六〇九甲六〇
七 聖六〇九甲六〇
八 聖六〇九甲六〇
九 聖六〇九甲六〇
十 聖六〇九甲六〇
十一 聖六〇九甲六〇
十二 聖六〇九甲六〇
十三 聖六〇九甲六〇
十四 聖六〇九甲六〇
十五 聖六〇九甲六〇
十六 聖六〇九甲六〇
十七 聖六〇九甲六〇
十八 聖六〇九甲六〇
十九 聖六〇九甲六〇
二十 聖六〇九甲六〇